

鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画素案に対する パブリック・コメントについて

番号	意見の概要	意見への対応
1	<p>第4章 基本的施策 3 回復への支援</p> <p>自助グループには、外部の問題に意見を持たず、外部の寄付を辞退し自立する団体と事業費に助成金等を使用して活動する家族の会などの任意団体がある。</p> <p>家族の会主催で、ギャンブル等依存症の啓発・予防の企画(セミナーや勉強会)及び相談会等を開催する際に、積極的な後援や協賛をお願いしたい。</p>	<p>○ ギャンブル等依存症からの回復には、自助グループなどの民間団体の活動が、重要な役割を担っていると考えます。</p> <p>「3 回復への支援」の具体的取組に記載のとおり、自助グループ等と連携を図りながら本人や家族の回復支援を行うとともに、自助グループへの支援等に取り組んでまいります。</p>
2	<p>第4章 基本的施策 3 回復への支援</p> <p>本人が治療したい、家族が相談したいと思っても、どこに連絡すればいいのかわからない場合があり、相談窓口の広報と拡充をお願いしたい。</p> <p>そして、本人向けの相談窓口は、医療機関、自助グループ、弁護士が一体化した、ワンストップの窓口が必要です。</p> <p>また、ギャンブル依存症当事者の家族等は緊急に切迫した状況に落ち込みやすいことから、警察署などと連携した相談窓口も必要ではないでしょうか。</p>	<p>○ 「第3章 ギャンブル等依存症に関する全国及び県の状況 5 県におけるギャンブル等依存症対策の取組状況」に記載のとおり、県精神保健福祉センターや保健所、依存症拠点機関等において相談に対応しています。</p> <p>また、県精神保健福祉センターを依存症相談拠点として指定し、専門医による相談や家族教室等の開催を行っています。相談窓口の周知等については「第4章基本的施策」に記載のとおり、ポスターやリーフレットを配布して普及啓発を図るほか、引き続き県ホームページ等においても周知を行ってまいります。</p> <p>相談窓口のワンストップや警察署との連携等については、ギャンブル等依存症対策関係者の協議会等を開催し、相談窓口及び各種関係機関の連携体制の構築を図り、切れ目のない支援の取組を行ってまいります。</p>
3	<p>第4章 基本的施策 4 基盤の整備</p> <p>ギャンブル依存症を診る医療機関が少ない。精神科のある病院では、少なくとも 半数ぐらいは診察してほしい。</p>	<p>○ 現在の依存症専門医療機関の状況は「第3章ギャンブル等依存症に関する全国及び県の状況 6 ギャンブル等依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の状況」に記載しております。</p> <p>依存症専門医療機関の拡充のため、今後も医療機関従事者等に国主催の研修を受講していただき、支援者の育成を図ってまいります。</p>
4	<p>第4章 基本的施策 4 基盤の整備</p> <p>各種関係者が参加する協議会に当会の代表も参加させてほしい。</p>	<p>○ いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>